

相続税対策に適した生命保険とは？

生命保険の種類

生命保険もいろいろな種類がありますが、どの保険が相続税対策に適しているのでしょうか。そこで、まず、生命保険の種類について、説明していきましょう。

生命保険の種類は、大きく分けて、次の3種類に分類できます。

死亡保険

死亡保険は、被保険者が死亡したときに、保険金が支払われる保険です。死亡保険の中でも、次のような種類に分かれます。

イ 定期保険.....一定期間に、死亡した場合に保険金が支払われます。

ロ 終身保険.....死亡するまで保障される生命保険です。

保険料の支払は、一生支払う「終身払い」と、一定期間だけ支払う「有期払い」の2種類があります。

ハ 定期付終身保険.....一定期間は保障額が大きく、期間終了後は保障額が小さくなりますが、一生涯保障が続く生命保険です。

生存保険

生存保険とは、被保険者が一定期間生存した場合に、保険金（満期保険金、年金等）が支払われる保険です。その期間中、死亡した場合にも一定額の死亡保険金は支払われます。

生存保険の代表は、「年金保険」があります。年金保険の種類としては、次のようなものがあります。

イ 確定年金.....被保険者の生死にかかわらず、一定期間年金が支払われます。

ロ 有期年金.....生存を条件に、一定期間年金が支払われます。

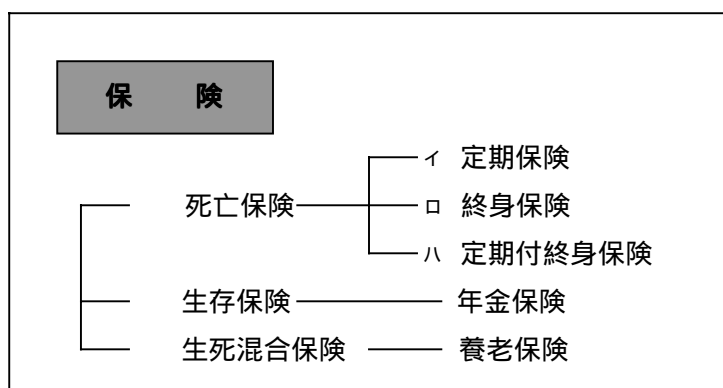
ハ 保証期間付有期年金

ニ 終身年金

生死混合保険

生死混合保険とは、被保険者が死亡した場合には死亡保険金が支払われ、満期まで生存した場合には、満期保険金が支払われる保険です。代表的なものに養老保険があります。

生命保険の種類



・相続税対策に適した生命保険

生命保険の種類をみてきましたが、相続税対策にはどの保険が適しているのでしょうか。保険の種類ごとに検討していきましょう。

定期保険

定期保険は、安い保険料で大きい保障額がうけられるので、働き盛りの人には適していますが、掛け捨てなので、長生きした場合には保障を受けられなくなります。

定期保険には、80才以上まで保障した「長期平準定期保険」という保険もありますが、生涯保障はされません。このように、定期保険は納税資金対策には適してないといえます。

終身保険

終身保険は、定期保険と違って保障が生涯続き、解約した場合には解約返戻金があります。つまり、終身保険は保障機能と貯蓄機能を双方持ち合わせた保険といえます。保障が生涯得られますので、相続税対策（納税資金対策）には最も適しているといえます。

定期付終身保険

定期付終身保険とは、一定期間は保障を厚くして、期間経過後は保障額を下げ終身保障するという、定期保険と終身保険をセットにした生命保険です。

子供の教育期間は保障を多くして、それ以後は減額するという合理的な保険ではありませんが、納税資金対策が必要な時期は保障が少なくなりますので、相続税対策には適しているとはいえません。

年金保険

個人年金保険は、一定期間年金を受け取れるわけですから、老後を豊かにするという目的からすると、意義のある保険といえます。ただし、相続税対策に直接効力を発揮するとはいえません。

養老保険

養老保険は、満期時には満期返戻金が支払われ、その期間に死亡した場合には死亡保険金が支払われるという、保障と貯蓄の双方の機能をもっています。ただし貯蓄性がありますので、定期保険に比べると保険料は割高になります。

また、保障額も満期返戻金と同額になるという保険ですので、定期保険より低くなります。相続税対策には適していないといえます。